

資料3

令和6年度報酬改定について

GIFU CITY

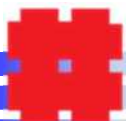


介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

共同生活援助の住居追加や定員増に関しては、8月に開始する場合、体制届は8月1日異動とし、変更届と合わせて前月の7月15日までに提出をお願いします。

年度初めの特例は報酬改定等新年度から取り扱いが変わるものや、年度実績に関するもののみとなりますので、その他の加算につきましては、通常通り前の月の15日(3月15日)までの提出が必要です。



新たに創設、見直しされた減算

- ・ **虐待防止措置未実施減算**…

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

昨年度は岐阜県が令和5年度岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修を岐阜市内では3月に開催しています。
積極的な参加をお願いします。



・ **身体拘束廃止未実施減算**…

①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

②身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の使用も可能)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

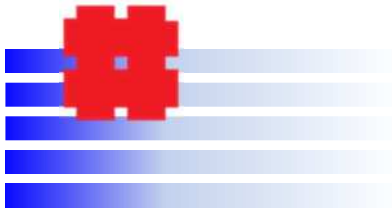
(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する

【減算の取扱い】

(施設・居住系サービス)…基準を満たしていない場合、所定単位数の**10%減算**

(訪問・通所系サービス)…基準を満たしていない場合、**1%減算**



情報公表未報告減算…障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の**10%**を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）
- ・ 所定単位数の**5%**を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

WAM NET
WELFARE AND MEDICAL SERVICE WORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

会員入口 会員登録

WAM 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

サイト内検索

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭 知りたい

障害者福祉 トップ

- 行政情報を見る
 - 行政情報（障害者福祉）
- 障害者福祉制度を知りたい
 - 制度解説ハンドブック
 - 障害者福祉制度解説
 - 利用までの流れ
 - サービス一覧/サービス紹介
 - よくあるご質問
 - 用語集
 - 制度解説特集
 - 障害者優先調達推進法について
 - 障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A
- サービス提供機関を調べる
 - 障害福祉サービス等情報検索
 - 福祉サービス評価情報
 - サービス提供機関情報検索
- 専門職養成施設を調べる
 - 専門職養成施設情報検索
- サービス取組事例を見る
 - サービス取組み事例紹介
- 各自治体の窓口を調べる
 - 地域窓口

よく見られているページはこちら!

高知新聞 2024年6月7日(金)

- ・障害福祉トップから障害福祉サービス等情報検索に入り、システムログインよりID、パスワードを入力してログインします。
- ・障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&Aについてはここから検索できます。



障害福祉サービス等情報検索



ホーム

※【お知らせ】地図検索サイトの変更について

[H30.9.28更新] 障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用を開始しました。
(本サイトの運用開始に伴い、旧サイト「障害福祉サービス事業所情報」の運用は、平成31年3月末をもって終了しております。)
・地図の位置情報につきましては、反映されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

[▶ 事業所情報の新着情報はこちら](#)



地域から探す（都道府県名をクリック）

北海道

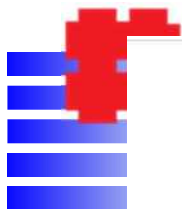
青森

秋田

岩手

宮城

山形



■ 事業所月報の初回月報は1222

地域から探す (都道府県名をクリック)

秋田 岩手
宮城
山形
福島
新潟
長野 群馬 栃木
石川
福井 富山 山梨 埼玉 茨城
京都 滋賀 大阪 奈良 三重 岐阜 静岡 東京 千葉
兵庫 和歌山 愛知
神奈川
山口 島根 鳥取 広島 岡山 愛媛 香川 高知 徳島
長崎 佐賀 福岡 熊本 大分 鹿児島 宮崎

沖縄

システムログイン 関係連絡板

住所から探す 例:東京都港区
法人名から探す 例:社会福祉法人〇〇
事業所名から探す 例:〇〇ホーム
事業所番号から探す 例:1234567890

・IDが不明な場合は岐阜市障がい福祉課指導係までお問い合わせください。
1法人1IDとなり、パスワードはこちらでは管理しておりませんので、担当者が変更となるなどした際に分からなくなることをのしないよう管理をしてください。

GIFU CITY

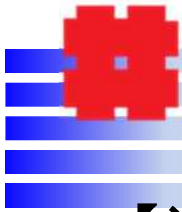


・業務継続計画未策定減算

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

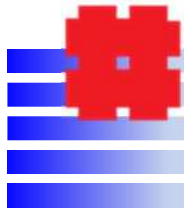
※令和7年3月31日までの間（令和6年度中）、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しないとされている。



【減算単位】

- ・ 所定単位数の3%を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）
- ・ 所定単位数の1%を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



食事提供体制加算の見直し

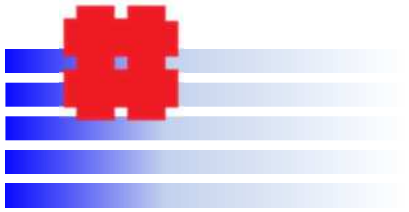
栄養面を評価しつつ経過措置を延長

【令和9年3月31日まで延長】

【令和5年度まで】収入が一定額以下の利用者に対して、原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

【見直し後】いままでのの要件に加え、

- ①管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与または献立の確認を行う（外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良い）



②利用者ごとの摂食量を記録する
(目視や自己申告等による方法も可能)

③利用者ごとの体重の記録を行う
(BMIの記録が必須。身長不明の場合は体重のみの
記録でも良い)

以上を行った場合に、 所定単位数を加算する。

※①の要件を満たさなくとも算定が可能なのは
【令和6年9月30日まで】





緊急短期入所受入加算の見直し

緊急時の受け入れについて、
緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から、
単位の見直しがされました。

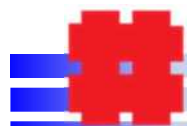
	令和5年度まで	見直し後
福祉型	180単位	270単位
医療型	270単位	500単位



グループホームにおける基本報酬 及び人員配置体制加算の見直し

	令和5年度まで	見直し後
世話人の配置による報酬区分 (介護包括型GH)	4:1 5:1 6:1	6:1
人員配置体制加算 (介護包括型GH)	—	12:1又は30:1

人員配置体制加算は、各事業所で定めた常勤時間ではなく、**週あたり40時間**で勤務延べ時間数を除して導き出される常勤換算で確認します。



グループホーム入居中における 一人暮らし等に向けた支援の充実

自立生活支援加算（Ⅰ）1,000 単位／月

- ・居宅における単身等での生活を本人が希望、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合、6月間に限り所定単位数を加算する。



グループホーム入居中における 一人暮らし等に向けた支援の充実

- 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。
- 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。



グループホーム入居中における 一人暮らし等に向けた支援の充実

自立生活支援加算(Ⅲ)

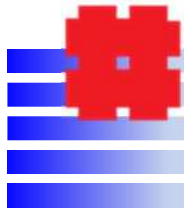
利用期間に応じ 40単位～80単位／日

- ・以下の条件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



グループホーム入居中における 一人暮らし等に向けた支援の充実

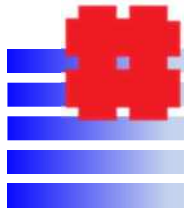
- ①利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ②移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③**事業所に置くべきサービス管理責任者**に加え、**専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者**であって、かつ、**社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。**
- ④移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。



グループホーム 退居後における支援の評価

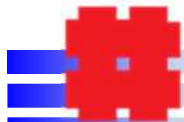
退居後共同生活援助サービス費、
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費
2,000 単位／月

- グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。



グループホーム 退居後における支援の評価

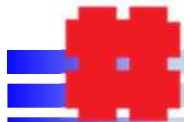
- ①利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ②おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。



居宅介護の特定事業所加算見直し

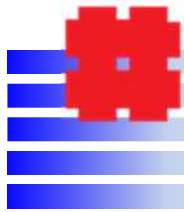
- 特定事業所加算（Ⅰ）①～③のすべてに適合
- 特定事業所加算（Ⅱ）①及び②に適合
- 特定事業所加算（Ⅲ）①及び③に適合
- 特定事業所加算（Ⅳ）①及び④に適合

	令和5年度まで	見直し後
①	サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)	(略)
②	良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)	(略)
③	重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)	重度障害者への対応(区分5以上である者、 重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が30%以上)
④	中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)	中重度障害者への対応(区分4以上である者、 重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が50%以上)



入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

令和5年度まで	見直し後
<p>区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。</p>	<p>区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、 (中略) 所定単位数を算定する。</p>



重度訪問介護における 熟練従業者による同行支援の見直し

令和5年度まで	見直し後
<p>障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の85%(合わせて170%)を算定</p>	<p>障害支援区分6の利用者に対し、(中略) 当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の90%(合わせて180%)を算定する。</p> <p>医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。</p>



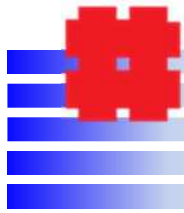
福祉・介護職員 処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。



福祉・介護職員 処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

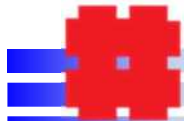
- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算区分	新加算の要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
[8.1%]	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ・ 給与ごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	Ⅳ	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。



福祉・介護職員処遇改善加算について

＜実地指導でよくある指摘事項＞

計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しているか。

口頭だけではなく、周知していることが客観的にわかる記録を残してください。会議録、周知文書等を実地指導で確認します。

研修計画を立てているか(キャリアパス要件Ⅱ)

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してください。